

ロックの蓋然性論

—自然学について—

後藤愛司

On "Probability" in John Locke's 『An Essay concerning Human Understanding』

—Natural Philosophy—

Aiji Goto

summary

The purpose of this paper is to make clear several problems concerning "probability" in John Locke's 『An Essay concerning Human Understanding』. In the descriptions of Book IV of this text, the problem of how to discriminate "probability" from "knowledge" is closely connected with the Problems on the validity of the knowledge in his "Natural Philosophy". Then I would like to examine Locke's descriptions in which both "probability" and "natural philosophy" are considered, and solve the following problems.

1. Relationship between Probability and Knowledge
2. The subject and the method of Natural Philosophy
3. The meaning of Speculative truth

Received Oct. 27, 1993

Key words; John Locke, Probability, Natural Philosophy

1. 蓋然性と自然学

A) John Locke の『人間知性論』第4巻は「真知と臆見について」という表題を持っている。Locke が『人間知性論』という作品を構想した本来の目的が、この真知と臆見をめぐる問題の解明であったということは、『人間知性論』冒頭の次の二節からして明かである。

「それ故、私の目指すところは、人間の真知の起源と絶対確実性と範囲(the Original, Certainty, and Extent of Human Knowledge)を探究し、あわせて信念、臆見、同意の根拠と程度(the Ground and Degrees of Belief, Opinion, and Assent)を探究することである。」¹⁾

したがって、この第4巻こそが『人間知性論』における哲学的諸問題の中核部を形成していると考えられる。内容上も確かに、第4巻の前半部では、主として真知が論じられており、後半部では、臆

見あるいは蓋然性が論じられている。しかし、この「真知と臆見」の区別は、彼の論述の中で、截然たるものにはなっていない。

古代ギリシアのプラトン以来 Locke の時代にいたるまで、真知と臆見の区別は哲学的思索の中心問題の一つであった。Locke にとっても、先の引用にみられるように、やはりこれが彼の思索の中心問題であった。ただ彼の関心は、知識を真知と臆見に区別することよりも、むしろ真知と臆見の関係を明らかにすることで両者に架橋することにあったようである。いいかえれば、真知のみに価値をおき臆見を排除するのではなく、真知と臆見の連續性を明らかにすることが、彼の目的であったと思われる。

彼は、臆見こそが人間の知識の大部分を形成しており、人間の知的活動の中で、それなりの重要性と有効性を持っていると考えていたからである。また、政治思想の面で近代民主制の開拓者の一人であった彼にとっては、「臆見の取り扱いの問題」すなわち「意見の多様性と同意の形成の問題」は避けてとおれない重大問題であったからでもある。

Locke は信念・臆見・同意の対象と動機を、蓋然性 (probability) と呼ぶ。したがって、信念・臆見・同意の根拠と程度を問題にする場合は、すべて、分析の対象は蓋然性となる。この論文の目的はこの蓋然性に対する Locke の考えを明らかにすることである。

B) これと同時に論じたいもう一つの問題がある。Locke は『人間知性論』第 4 卷第 21 章において、学問を 3 つに分類し、その一つに「フィシカ」あるいは「自然学」をあてた。この自然学の対象は何か、自然学の方法はいかなるものであるべきか、これらの問題もこの小論で扱いたいと思う。

蓋然性と自然学を同時に取り上げる理由は、後の本文の中で自ずから明らかになるはずであるが、結論からいうと、この自然学の対象領域が、蓋然知の中の主要な部分と、重なりあうからである。したがって、蓋然知の問題は、自然学の知識の妥当性の問題を、その主要部分として含んでいるから、蓋然知を論ずるためには自然学の検討が避けられないのである。

そこでこの論文では、前半で、真知の領域における蓋然性の問題を、自然学の対象との関連で取り上げたい。ついで後半では、自然学における「思索的真理とは何か」を解明するために、蓋然性と判断をめぐる Locke の思想を検討したいと思う。

2. 蓋 然 的 真 知

A) Locke の独創性は真知の探究に「程度 (Degrees)」という考え方を導入した点にある。真知の程度を論じた第 4 卷第 2 章は真知を次の 3 種類に分類している。

- ①直観的真知 (intuitive Knowledge)
- ②論証的真知 (demonstrative Knowledge)
- ③感覚的真知 (sensitive Knowledge)

直観的真知と論証的真知の違いは、観念の一致・不一致を前者が直接に知覚しているのに対して、後者は論拠 (proof) と呼ばれる中間観念 (intermediate Ideas) あるいは介在観念 (intervening Ideas)

を介して知覚する点にある。論証的真知においては、「長い演繹で多くの論拠を使う場合、記憶が直観的知覚をいつもそれほど即座にかつ正確に把持するとは限らないので、それ故これは直観的真知より不完全で、人間はしばしば論証のかわりに虚偽を受け入れる、そうしたことが起こるようになる」²⁾のである。したがって、論証的真知の程度は直観的真知より低いが、論証の各段階が直観的明証をもつ場合は、絶対確実なものとなる。

3番目の感覚的真知は前2者よりさらに程度が低い。

「これら二つ（すなわち）直観と論証は私たちの真知の程度である。これらの一つに至らないものはなんであれ、どんな確信を持って抱かれようと、所信（Faith）ないし臆見（Opinion）にすぎず真知でない。少なくとも一般的真理ではすべてそうである。（もっとも）実をいうと、私たちの外の有限な存有者の個々の存在（the particular existence of finite Beings）に携わる心の別の知覚があって、この知覚は単なる蓋然性を越え、前述の絶対確実性の程度のどちらにも完全には達しないが、真知の名のもとに通用するのである。」³⁾

この「有限な存有者の個々の存在」についての真知は感覚的真知と呼ばれ、厳密には臆見であるにも係わらず、真知の中に分類される。もちろんこれと異なる分類原理を導入すれば、これを臆見の中に入れることも可能であろう。これを真知としてよいかどうかという問題は、原理的には「感覚を通して私たちが受け取る観念に対応する事物が実在するかどうか」と連動して解決されよう。実在の証明ができれば真知に、できなければ臆見にするのが妥当である。Lockeは次のように問題をたてている。

「私たちが外的対象から受け取る観念が私たちの心にあることより絶対確実なものは何もない。これは直観的真知である。が、単に私たちの心のこうした観念より以上のある事物があるかどうか、私たちはそこから、その観念に対応する、私たちの外のある事物の存在を絶対確実に推論できるかどうか、この点は疑問を出せようと考える人もいることである。なぜならこうした事物が存在しない時、こうした対象が人々の感官を感発（affect）しない時、人々がこうした観念を持つかもしれないからである。」⁴⁾

この問題は『人間知性論』第4巻第11章で集中的に取り上げられている。

B) 第4巻第11章において、Lockeは次の4点にわたる論拠によって、外的事物の存在を証明する。

①観念は感官を感発する外部の原因によってのみ生み出される。

感官は観念に対して受動的である。観念を感官に生ましめる能動的存在がなければならない。「ある感官の器官を欠如するものはその器官に属する観念をその心に生ますことが決して出来ず」⁵⁾「誰にも分かることだが、感官自身は観念を生まない」⁶⁾からである。

②現実の感覚からの観念と記憶からの観念の別は明確である。

記憶はその人の「心の活動（Actions of his Mind）」であり、心は記憶における観念を、自由に思いだしたり、空想したりできる。それに対して、現実の感覚における観念は、否応なく感官にもたらされ、その原因が外部にあることは確実である。

③現実の感覚には快苦が随伴する。

苦 (pain) の感覚が観念の受容に伴うとき、「この苦は、外的対象が私たちの身体にひき起こす亂れによってもたらされる」⁷⁾のであり、想起においては、いかなる苦を考える場合も、現実的苦は伴わない。快も同様である。

④感官の相互証言が外的事物の存在を保証する。

視覚の証言は触覚や聴覚の証言を伴う。視覚の対象が幻であったり、想像物であった場合、触覚や聴覚はその実在を否認するはずである。すべての感官が誤ることは非常に可能性が低い。

以上の4点が外的対象の存在証明である。これらの証明の妥当性については様々な意見があることであろうが、この証明の不備をあげつらうことには何の益もないであろう。Lockeは外的事物の存在についての真知が絶対確実に我々の感覚をもたらされると主張しているのではないからである。彼が言いたいことは、外的存在について、私たちのもつ真知がたとえ不確実なものであったとしても、その外的存在が実在することは疑いないということのみである。当然、我々の知る外的存在の真知には限界がある。感覚的真知は感官の証言を越えられないからである。

「というのは、私たちの諸機能は存有者の欠けるところの無い全範囲 (the full extent of Being) に適さず、あらゆる疑惑・躊躇から免れた、事物の完全・明晰・包括的な真知に適さないが、その諸機能を持っている私たちの保存に適し、生活の用に適応しているので、もしその諸機能が私たちに都合のよいあるいは都合の悪い事物を覚知させさえすれば、私たちの目的に充分よく役立つのである。」⁸⁾

私たちは、外的存有者について「欠けるところの無い全範囲」の真知を持つことはない。私たちの持つ真知は「その時感官を感発する個々の対象に関して使われる、感官の現在の証言の及ぶ限りであって、それ以上ではない。」⁹⁾もちろん、外的な個々の対象それ自身は我々の知らない実在的本質を持つはずである。

そこで今論じているある外的対象についての「欠けるところの無い全範囲の真知」を想定し、それを未知なる部分 (A) と既知なる部分 (B) に分け、その両者の様々な比率を考えることが可能になる。「欠けるところの無い全範囲」とは (A)+(B) であり、既知なる部分 (B) は感覚的真知の現在の水準に当てはまる。極端な場合は既知なる部分 (B) が無 (0) であることも考えられる。例えば、諸靈 (spirits) の存在の場合である。Lockeの立場からいえば、諸靈は存在しないのではなく、私たちの感官がそれを発見できないということにすぎない。おそらくLockeは自然科学の対象を (A)+(B) の全範囲の真知として考えていたようである。(この点は後で論証する)

C) すべて真知は、私たちには命題として与えられるが、外的事物についての真知に関する命題の特質を次に確認しておきたい。

第4巻第11章第13節において、Lockeは2種類の命題を区別して次のように述べている。

「①ある観念に応ずるある事物の存在に関する一つの種類の命題がある。たとえば、象・フェニックス・運動あるいは天使の観念を私の心に持てば、最初の自然な探究は、そういういた事物が

どこかに存在するかどうかである。そして、この真知はただ個々のもの (Particulars) についてである。神の存在を除く、私たちの外の何かの事物の存在は私たちの感官が告げる以上には絶対確実に知ることができない。

②もう一つの種類の命題があって、そこでは、私たちの抽象観念の一致あるいは不一致と相互の依存関係が表現される。こういう命題は普遍的かつ絶対確実であることができよう。」¹⁰⁾

②の命題は、抽象観念に基づく一般命題であり、これは、心が自由に構成する抽象観念からなり、そもそも事物との一致を最初から要請されない。したがってこうした命題は絶対確実で、「永遠の真理」と呼ばれる。(これについては拙稿「Locke の力能概念についてIII」(1986) や「Locke の言語論について」(1988) に論じたのでこの論考ではこれ以上詳しく扱わない。)

①の命題は、外的存有者あるいは外的事物の存在にかかわる。すなわち、実体にかかわる。但し、実体について私たちが絶対確実に知り得るのは、感官によって受け取る外的事物の観念から抽象された、種の本質、すなわち抽象観念としての実体の唯名的本質だけである。実体それ自身すなわち外的存有者それ自身について、私たちは、その唯名的本質以外に絶対確実性を持たないが、こうした外的存有者それ自身は、私たちの感官にもたらされる観念より遙かに広大な未知なる実在的本質を持っているはずである。いいかえれば「個々のもの」について、私たちは、実体の抽象観念を通してしかその個物の性質を確認できないが、個物の持つ実在的本質の内には、私たちの感官にもたらされない広大な未知の領域が存在している。したがって、ある事物の存在に関する命題が与えられた時、その命題は抽象観念としての唯名的本質からのみ成り立っているので、その事物の実在とは切り離された命題にとどまっている。だから、その事物の実在的本質を探るために、私たちは現実の事物の体験に赴く必要がある。ここに Locke が三つに区分する学のうちの一つの領域、すなわち自然学の領域が開かれる。自然学が対象とする領域は、真知の中で絶対確実性を持たない部分、すなわち個々の外的存有者についての真知の探究の領域であり、それは未だ私たちに知られていない実在的真知の探究の領域である。

3. 自然学における探究の方法

A) それでは、自然学における真知の探究はいかなる方法に基づいて行なわれるのであろうか。いいかえれば、自然研究はいかにあるべきであろうか。この問題については、おもに第4卷第12章「真知の進歩について」の最後の部分で Locke の基本的な考え方が示されている。

この問題を論ずる前提として、この第12章の前半で扱われている問題、すなわち「原理からの演繹という方法の有効性の問題」についての Locke の意見を確認しておきたい。これは、「公準(Maxims)」「前に知られたもの (praecognita)」あるいは「一般原理 (general Propositions)」に基づく演繹的推論が真知の進歩に役にたつかどうかという問題である。

第一に「原理 (Principles)」からの理知的推論の妥当性は、その原理の妥当性に基づくから、原理を構成する諸観念が絶対確実性を持たない場合、原理に基づく演繹は真知にいたらない。原理の絶対確実性が問題である。

第二に、「原理」は「一般規則 (general Rule)」として形成されるが、「一般規則」は抽象觀念によって成り立つ一般命題にすぎない。一般命題から、特殊なる事物についての新しい真知を導き出すことができるであろうか。できようはずがない。「特殊事例」に含まれていないものについて、人は抽象作用を働かすことができないのである。逆に、特殊事例の方が一般的なるものの根底なのである。Locke は次のように述べている。

「私は誰かに（中略）考察してもらいたいが、特殊事例と一般規則のどちらが、ほとんどの人によって最初に知られ、もっとも明晰か。どちらがもう一方に生命（Life and Birth）を与えるのか。これら的一般規則は、私たちのわりあい一般的で抽象的な觀念を比較したものにすぎず、その一般的抽象觀念は心の作品であり、心が推理にあたっていっそう容易に処理するために、様々な累積された觀察を包括的な名辞と短い規則に縮めるために、作られ、名前が与えられたのである。しかし、真知は心の中で始まり、特殊なものを根底としていた（founded on particulars）。」¹¹⁾ 特殊事例は一般規則に対して、認識の順序において先だつから、一般規則は特殊事例から抽象されたものにすぎない。しかるに、その特殊事例において私たちに隠されていた真知、つまり、私たちの感官にもたらされなかった実在的真知をどのようにして一般規則・一般原理から引き出すことができようか。

逆に、特殊事例について私たちが持つ觀念から抽象された一般的觀念の一致あるいは不一致に基づいて成立する一般原理は、それのみで自足する永遠の原理になる。これは前章C)で述べた②の命題の一つとなろう。自然学の方法は、「既知の原理」に基づく探究では全くないのである。

B) Locke は、真知の探究の方法一般について、自らの立場をつぎのように述べる。

「もし、私たちが理知の勧めるとおりに進もうとすれば、私たちの検討する觀念の本性と探索する真理とに、私たちの探究の方法を適応させなければならない。」¹²⁾

つまり、私たちの抽象作用によって作られる抽象觀念の関係からなる一般的命題を求める場合と、実体として考えられる個々の存在の探究の場合では、異なる方法が適用されなければならないのである。実体の場合は、以下のようになる。

「実体の真知の探索においては、（中略）私たちの觀念の欠如が全く違った方法を余儀なくさせる。この場合、私たちは、他の場合（私たちの抽象觀念が唯名的本質だけでなく実在的本質である場合）のように、私たちの持つ觀念を観想しそれらの関係と対応（their Relations and Correspondencies）を考察することで前進しない。（中略）これによって、私は次のことは明白だと思う。すなわち実体は一般的真知の素材をごく僅かしか供与せず、実体の抽象觀念の単なる觀想は、真理・絶対確実性の探究でごく僅かの道しか私たちを連れていかないだろう。では、実体的な存有者での私たちの真知の進歩のため、私たちは何をすべきか。ここでは、全く反対の進路を取るべきだ。実体の実在的本質の觀念の欠如は、私たちを自分自身の思惟から、存在するままの事物自身へ送る。経験がここでは、理知が教えられないものを私たちに教えるに違いない。」¹³⁾

経験・実験によって新しい性質を発見し、それを既知の実体の複雑觀念に追加すること以外に、実

体の真知の拡大の道はない。それゆえ自然学において真知とされるものは私たちの経験の及ぶ限り、私たちの感官の証言の及ぶ限りでしか、絶対確実性を持たない。すなわちこのようなものとしての感覚的真知は厳密には蓋然知の一つにすぎない。そこで、Lockeは自然学が学として成立するかどうかということまで疑うにいたっている。

「ただ道理にかなった規則正しい実験に慣れた人間が、こうしたことに素人の者に比べて、物体の本性を一層深く調査し、それらのまだ知られていない特性を一層正しく憶測できよう。これを私は否定しない。とはいえ、私が先に述べたように、これは判断と臆見にすぎず、真知でも絶対確実性でもない。私たちの実体の真知を経験と事象記述(History)のみによって獲得し改善するこの道は、私たちがこの世で存在している凡庸の状態(this State of Mediocrity)における諸機能の弱さが致達できるすべてであるが、この道は自然学(Natural Philosophy)を学(Science)にすることができないのではないかと、私を懸念させる」¹⁴⁾

自然学は、厳密学になりえない。自然学における「知識」、すなわち真知として扱われるが厳密には蓋然知であるような「知識」の拡大・進歩は、先に述べたように、原理からの演繹が生み出すのではない。それが経験によってもたらされる知識である以上、現在の自然学の水準において原理と見なされている一般的命題は次々に修正されていくのであり、自然学の発展過程は既存の知識の永遠の否定運動と見なされる。経験的知識は真知としての絶対確実性に接近しつづけるが、実在的真知のすべてを含む絶対確実性には原理的に到達できないのである。

C) それでは自然学における真知の拡大の方法は何か。Lockeは二つの方法しかないという。

①「まず第一は、私たちが一般的もしくは種的名前をもつ事物の、少なくとも私たちが私たちの真知を考察し進歩させたり、それについて推理したりしようとするだけ多くの事物の、確定的観念を心に持ち定着させることである。」¹⁵⁾

これは、できるだけ多くの観察・実験を積み上げて知識の拡大をはかることがある。そして、完全に種を確定できるほどの多くの明晰判明な単純観念を集めることである。こうして集められる個別的知識の集積から、一般的命題が成立すれば、これは、「帰納法」に基づく一般原理の確立である。但しこの場合の一般原理は、蓋然知でしかない。

②「第二に、他の道は、直接に比較できない他の観念の一致あるいは背馳を私たちに明示できる中間観念を見いだす技術(Art)である。」¹⁶⁾

この技術とは何か。Lockeの本文から推測し得る技術の第一は、仮説演繹法であろう。彼は先に述べたように、自然的事物についての探究には、原理からの「演繹法」はほとんど無意味だと考えている。しかしすべての原理を無駄だと言っているのではない。その原理を仮説と見なした場合は別である。

「私たちは自然のある現象を説明するために、どんな確からしい仮説であっても利用してはいけないというのではない。仮説はもしよく作られていれば、少なくとも記憶を大いに助け、私たちをしばしば新しい発見へ導く。」¹⁷⁾

もちろん仮説は実地経験によって検証されなければならないし、他の現象と不整合でないかどうかも検討されなければならない。(引用文は省略するが、この点を Locke も強調している。) こうした条件を満たせば、仮説によって、中間観念を想定する方法は妥当であろう。

もう一つの Locke が注目している技術は数学における真知の発見の技術である。普通、数学的真知は公準からの演繹によると理解されている。しかし Locke はまず数学的対象についての明晰な観念を持つことが前提であるという。そしてこの観念に対して適用されるのは公準からの演繹とは別の方法である。彼はそれを「別の仕方で適用された思惟」という表現で述べる。

「それら（数学的真理）は（公準からの演繹とは）別の仕方で適用された思惟（the Thoughts otherways applied）によって発見されてきた。心は、一般に受け入れられている公準をじゅうぶんよく知るが、方法には無知のままで、最初にこれらの証明を行なった人が、決してじゅうぶんに賛嘆できないような、こうした種類の数学上の真理についての真知を、初めて得たとき、その心はあの公準とはるかに違う別の対象、別の眺め方を得たのである。」¹⁸⁾

「別の仕方で適用された思惟」と呼ばれている方法は、「公準とは別の対象・別の眺め方」を持つ。これは一体何をさしているのか。上記の引用のあとには、代数学 (algebra) の方法が代数学以外の分野に適用される可能性について示唆する文章が続いている。してみると、別の対象と別の眺め方は「代数学」の方法をさしているように受け取れる。

代数学とは一般に未知なる数を仮に記号に置き換え、その記号の関係と性質を研究する方法である。『人間知性論』全体を通して、数学の方法についてはほとんど述べられていない。ただ、第2巻16章で、複雑観念としての数の様相について述べられているが、そこでの考察の対象は「自然数」のみである。数学が扱う記号は、私たちが感官と内省から直接受け取る観念すなわち「存在と单一」という単純観念およびその単純様相としての「自然数」に留まらない。そこから拡張された様々な数、すなわち「実数」や人間の思惟の対象としてのみ成立する「虚数」などの数も含まれる。しかも「代数学」においては、こうした数の内、確定されたのも確定されないものも、任意に記号に置き換えられて、今度はその記号と記号の関係として、高次の記号化がなされるのである。Locke の「観念学」の対象である「観念」はある種の記号であるから、観念学も一つの記号学であるが、「代数学」はその記号と記号についての記号学、すなわち「メタ記号学」の一つであろう。

こうした「代数学」と同様の方法によって、観念の記号化が数学以外の分野にまで拡張できれば、私たちは、確定されていない観念の関係も扱うことができるようになるはずである。Locke は「技術」という概念の一部に、このような普遍数学の構想を忍び込ませているのである。

4. 蓋然性と判断

A) この章では、真知の領域から一旦離れて、蓋然性の領域の問題に移りたい。

Locke は真知の探究の結果次のような結論を得る。真知の領域として、私たちは絶対確実なる真知としての「私自身の存在」「神なるものの存在」の他は、この論文の2章3章で検討した「感覚的真知」だけを持っている。これら以外はすべて蓋然知であり、知性の諸機能は、この蓋然知の領域にも適用

される。この蓋然知に対してはたらく機能のことを Locke は「判断 (Judgement)」と呼ぶ。

「およそ明晰で絶対確実な真知が得られない場合、その欠如を補うため、神が人間に与えた機能は判断である。」¹⁹⁾

判断は真知の機能と同様、観念にかかわる機能である。ただし、真知が「観念の一致あるいは不一致」を「知覚する (perceive)」機能であるのに対して、判断は「観念の絶対確実な一致あるいは不一致が知覚されず、そうだと推定 (presume) されるとき、心の中で観念を組み立てたり分離したりする機能」²⁰⁾である。

したがって、「判断」は、観念の一致・不一致の絶対確実なる知覚が伴わない場合、あるいは伴う以前に、推定に基づいて、その一致あるいは不一致を決定することを言う。Locke はこの機能は、根源的には、私たちの生活の指導のために (for the Conduct of his Life) 神が与えたと言う。この判断の能力に基づいて、私たちは生活上の複雑な諸問題、蓋然性の多様な領域に対処することができるのである。ところで、人間はもたらされた観念の一致・不一致を直接的に判断する状況の中でのみ、生活しているのではない。具体的な生活の場では、判断の対象は命題として現われる。そこで、「判断する心の機能」は、あたえられた命題に対する「同意 (Assent)」の機能として、「判断される対象」は蓋然的な言表すなわち「蓋然的命題」として現われる。以下にこの「蓋然的命題」と「同意」の両者について述べたい。

B) 蓋然性とは何か。最初に確認しておきたいことは、これが観念の対象としての実在的世界にかかわらないということである。すなわち、心の外の実在的存有者の内に、あるいは、自然的世界の中に、蓋然的事象が存在するのではない。蓋然的事象を蓋然的であると認識すれば、その認識は真知である。蓋然性は、実在の持つ性質ではない。蓋然性は心が同意したりしなかったりする対象としての命題 (Proposition) にかかわる。

「蓋然性は（中略）いつも、私たちが絶対確実性を持たず、ただ真と受け取る誘引を持つような命題にかかわる。」²¹⁾

Locke は、真知の場合と同じく、蓋然的な命題にも程度があると考える。絶対確実な真知である命題以外の命題は、ほとんど絶対確実知に見まがうものから完全な不可能性まで様々な程度が考えられる。これに対応して、それに対する同意も様々な程度がある。

「私たちが考え、推理し、論議する命題、いやそれに基づいて行動する命題の大部分は真理性について疑えない真知を持つことができないようなものである。しかもそうした命題のあるものは、絶対確実知にごく近く隣っているで、私たちはこれらについて少しも疑わず、あたかもそれらが誤りなく論証され、それらの命題について私たちの真知が完全で絶対確実であるかのように、固く同意し、その同意にしたがって、断固として行動する。が、ここには絶対確実性・論証のごく隣 (The very neighbourhood of Certainty and Demonstration) からまったく下って、非蓋然性 (Improbability)・ありそうもなさ (Unlikeness)・さらには不可能性の境界 (the Confines of Impossibility) にさえいたるまでの程度があるばかりか、同意の程度も遺漏ない確信 (full

Assurance)・自信 (Confidence) からまったく下って、推測 (Conjecture)・疑惑 (Doubt)・不信 (Distrurt) まである。」²²⁾

この蓋然性の程度と、それに対応する同意の程度の様々な段階のうまれる根拠とそれらの種類を、Locke は彼の事象記述の方法によって、遗漏なく説明しようと試みている。これら的内容については、Locke のテキストに実際にあたる方が、かえって明快であると思われる所以この論考では省略する。ここでは、蓋然性と同意の根拠と、蓋然的命題の種類について Locke の基本的立場を検討するにとどめたい。

C) 蓋然性の根拠は次の二つである。

「①ある事物と私たち自身の真知・観察・経験との合致。

②彼らの観察と経験を保証する他人の証言」²³⁾

①の場合、ある事物についての命題が、私たち自身の持っている、判断基準、すなわち「真知・観察・経験」と矛盾するかしないかである。矛盾しなければ蓋然性は高く、矛盾すれば蓋然性は低いことになる。

したがって、私たちが絶対確実な真知として何を持っているか、観察・経験を通して得られる感覚的真知はどの程度絶対確実か、どの点に蓋然性が含まれているか（これらについては本論文の 2 章 3 章で自然学の対象と方法について述べた際、検討した）といった問題についての答えが、判断基準の信頼性を規定し、これと相関してある事物についての命題の蓋然性の程度が定まるのである。

②の他人の証言については、「1. 数 2. 誠実 (Integrity) 3. 証人の熟練 4. 書物から引用された証言の場合は、著者の意図 5. 部分の堅牢さとその結びつきの状況 6. 反対証言」²⁴⁾が検討されて初めて、その証言の信頼性が決定できる。

では、このような根拠に基づく命題に対する私たちの同意の根拠は何か。それは心である。上に述べた蓋然性の根拠に基づいて、心が「判断」をした場合、それは記憶に蓄えられ、その記憶に基づいて「臆見」が成立し、心はその臆見に基づいて、生活の中にその都度もたらされる問題に対して同意したりしなかったりするのである。

D) 蓋然的命題の種類はやはり 2 種類である。

「蓋然性に誘われて私たちが受け取る命題は 2 種類である点に留意すべきである。すなわち、

①観察されるので人間が証言できる個々の存在に、あるいは通例名づけられるように、事実にかかるか、さもなければ、②私たちの感官の発見を越えるので、なにかそのような証言ができるない事物にかんするかである。」²⁵⁾

①の場合、私たち自身の観察・経験が常に認める命題は非常に蓋然性が高いが、さらに他人の証言がそれに一致することが多ければ多いほど、絶対確実性に近づく。一般的賛同が蓋然性を増すのである。また証人の一致した証言は蓋然性を高める。しかし、「証言が共通経験と矛盾し、事象記述と証人 (History and Witnesses) の報告が自然の通常の経過と衝突し、あるいはその報告相互が衝突しあう

とき」²⁶⁾その報告がなされた事情によって、蓋然性の程度は変化するので、正しい判断を決定するには、適正な検討が必要である。この検討次第で、同意の程度も「信念・推測・憶測・疑惑・ためらい・不信・不信心など (Belief, Conjecture, Guess, Doubt, Wavering, Distrust, Disbelief, etc.)」²⁷⁾と呼ばれる。

②の命題は次のような蓋然性にかかわるものである。

「ほかに、事物が私たちの感官の届く範囲に入らないので証言できないようなそうしたものなのだが、人々が多種多様な同意をもって臆見を抱く別の種類（の蓋然性）が残っている。こういいうのは次のようなものである。1. 諸靈、天使、悪魔等のような、私たちの外の有限な非物質的存有者の存在・本性・作用。あるいは、それ自身が小さいか、または私たちからかけ離れているかのため、私たちの感官が覚知できない物質的存有者の存在。たとえば、諸惑星や広大な宇宙のほかに住処（星宿）になにかの植物、動物、知能ある住人がいるかどうか。2. 自然の作品のほとんどの部分における作用の仕方にかんして、その場合、私たちは可感的結果を見るが、それらの原因は知られず、また私たちは結果がどの様にして生み出されるかの仕方と様式を知覚しない。（以下略）」²⁸⁾

この1. および2. を、内容の点から区分し直すと、1. はさらに二つに分けられるのでつきの3種になる。

a -1 神以外の非物質的存有者の存在・本性・作用。

a -2 感官が覚知できない物質的存有者の存在。

b 可感的結果をもたらす原因および自然の作品のほとんどの部分における作用の仕方。

これら3種類の蓋然性についての命題を、先の蓋然性の根拠によって検討してみると、第一に、私たち自身が、これらについて真知を持ったり、観察したり、経験したりすることはできない。

第二に、a -1の諸靈・天使・悪魔については他人の証言・報告によって知ることがあるが、a -2及びbは、他人の証言も当てにできない。してみると、信仰の対象たる諸靈・天使その他を別格にすれば、すべて、蓋然性の根拠が最も希薄な命題である。いや、蓋然性の根拠すら存在しないのだから無意味な命題である。私たちはこれらについて、蓋然知すら持ち得ないのであろうか。

E) こうした疑念が生ずる以上、これらa -1, a -2, bの3種類にかかわる命題は再検討に値すると思われる。

初めに、「自然学」との関係を問題にしよう。その理由は、これらの命題がLockeの諸学の区分における3区分の内の一つ「フィシカ」すなわち「自然学」の基本的内容を形成しているからである。Lockeの「フィシカ」は次のようなものである。

「第1、それ自身の本来の存有においてあるままの事物、それらの構成・特性・作用にかんする真知。これによって、私は物質と物体ばかりでなく、諸靈も意味する。諸靈は体を持っているとともにその本性・構成・作用を持っているからである。これを私は、言葉の少し拡大された意味で、ピュシケーあるいは自然学と呼ぶ。この学の目的は全く思弁的真理 (bare speculative

Truth) であって、およそ人間の心に何かそうした真理を供与できるものはすべて、たとえそれが、神自身・天使・諸靈・物体・あるいは数や形などのような物体の感発体 (their Affections) のいずれかであっても、この部門にはいる。」²⁹⁾

一見して明らかのように、このフィシカの説明は先の3種類の命題を内容的に含んでいる。本論文の2章において、私は感覚的真知としての自然科学の対象の真理性を分析したが、これらの3種類はすべて、真知の範囲を越えている。また3章の分析では、外的存有者の真知は現在の感官の及ぶ限りであって、それ以上の真知は、経験・実験を通して、獲得していくものとされていた。感官の発見を越える事物は自然科学の対象ではなかったのである。

したがって、ここで問題となっている3種類の蓋然的命題を、自然科学の対象に含めるとすれば、Lockeの自然科学は、知識を感覚的真知の領域を越えて、蓋然性の領域にまで拡大することを究極目的としていることになる。Lockeはこの蓋然性の領域を、自然科学の目的として「思弁的真理」と名づける。

思弁的 (speculative) とは、理知的論証によって、感覚的・経験的なものを超越して、究極的なものにせまることである。しかしこの感覚的なものからの超越はいかにして可能であろうか。いかなる方法で、感覚的真理を思弁的真理にまで拡張するのであろうか。

F) それは、「類比 (Analogy)」という私たちの持つ知性の能力である。

「これらの事柄において、類比 (Analogy) は私たちのもつ唯一の助けであり、類比だけから、私たちは蓋然性の私たちの根拠のすべてを引き出す。」³⁰⁾

「類比」は哲学の歴史においては、それぞれの時代に、それぞれ特殊な問題についての特殊な思弁的論証方法として取り上げられてきた。古代では、数学において、中世では、存在論において、重要な方法であった。

私が今問題としている17世紀においては、自然科学的知識の獲得方法が「分析的論理」を中心にして構想されていたので、これに対応して「総合的論理」がなければならなかった。総合は分析された個々の事象の関係づけの手順である。このような「事物相互の関係の論理」としての総合的論理を、非感覚的なものにまで適用すれば、そこに類比による「思弁的真理」が成立する。

まず、3種類の蓋然的命題の内、a-1の非物質的存有者の「存在」は、次のような類比の論理で証明される。

「このようにして、人間の観察下にある被造物 (the Creation) のあらゆる部分で次のことを見いだすので、すなわち、世界にみられる非常に多様な事物のすべての中には、何か大きなあるいは識別できる間隙はなく、相互の段階的結合があること、こうした事物はきわめて緊密につながっているので、存有者のいろいろな位階 (ranks) でそれらの間の境界を発見するのは容易でないこと、こうしたことを見いだすので、私たちは事物がこうしたゆるやかな段階で完全性の程度を上に登ると確信する理由を持つ。」³¹⁾

この被造物の世界の連続性の問題は、『人間知性論』第3巻「言葉について」の中で、「諸靈の種」

の問題としてすでに検討されている。そこでは、この連續性は、種とか、価値とか、完全性とかの区分について論ずる際に取り上げられていた。Lockeは、実在界には、それらの本來的な区分が無いということである。たとえば、ある生物の種を、それと類似した他の種から区別する絶対的な境界が無いということ。あるいは、天才と普通人と白痴を区別する境界が無いということ。こうしたことである。

これはLockeの観察と経験から生まれた命題である。この命題に基づいて、類比によって、人間より完全性の程度が高い存有者の存在、あるいは程度が低い存有者の存在が推定できる。程度の高いものの中には、人間の感覚的知識の限界の外の存有者、たとえば諸靈が含まれる。こうした推定が、類比による「存在」の推定である。

しかしながら、こうした類比の力によっても、「諸靈の存在」以外の「諸靈の本性、作用」は知り得ない。(Lockeは、こうした宗教上の蓋然的命題については、「啓示」という「神の証言」に基づく絶対確実な命題として、いいかえれば「疑惑を越えた確信」を伴う命題として、「信仰」の対象に含める。)

G) a-2の「感官が覚知できない物質的存有者の存在」、bの「可感的結果をもたらす原因および自然の作品のほとんどの部分における作用の仕方」の両者は、私たちの知りうる可感的世界の観察と経験から、類比によって、推定するしかない。そして、この推定は、「仮説」として立てられることになる。この仮説は、将来において、人間の感覚的認識の技術の進歩によって、検証される可能性がある。実験的に検証された場合、それは真知に近づく。検証されないまでも、その仮説が他の現象と矛盾することが無ければ無いほど蓋然性の程度は高くなるのである。

これによって、蓋然的命題の内、「私たちの感官の発見を越えるのでなくそのような証言ができるない事物にかんする」命題とは、自然学の対象領域の内、思弁的真理にかかわる部分であったことが明白となったと思われる。

5. 結論

A) 結論を以下にまとめておきたい。

真知と蓋然性の問題については、Lockeの分析結果をここで再論する必要はないと思われる。真知、蓋然性、それぞれに程度という考え方を導入することによって、個別的な命題の真理性はより明らかになっていく。このことに尽きる。眞の意味で真知と呼ぶに値するものは「自己の存在」と「神の存在」の二つしか無いのだから、それ以外のものは真知と呼ぶにしろ、蓋然知と呼ぶにしろ、「程度」において評価するしかない。もちろん自然学の真知は絶対的真知ではなく蓋然知である。

B) Lockeの自然学は二つの領域を持っている。一つは外的対象としての個々の存在の探究にかかる。この側面でのLockeの考えは、近代科学の方法論として現在もなお有効性を持っている。Locke思想の開明性と射程の広さを改めて考えさせられる。

もう一つは、蓋然知としての思弁的真知の領域である。思弁的真理は、通常は哲学や形而上学の固有の対象となる領域である。これを自然学の対象とすることは、形而上学をでき得る限り縮小し、そ

の分自然学の対象を拡大することを意味する。いいかえれば、Lockeは最終的には形而上学の自然学への吸収を意図している。「自然学の目的としての思弁的真理」という言葉は、形而上学の終焉をそれとなくほのめかしているように、私には思われる。

注

- 1) 1・1・2 p. 43 [p. 33]
(『An Essay Concerning Human Understanding』 edited by Peter H. Nidditch, Oxford, 1975, 第1巻第1章第2節43ページ。[] は岩波文庫、大槻春彦訳のページ数。本論文中の訳文は必ずしも大槻訳を踏襲せず。)
- 2) 4・2・7 p. 534 [p. 22]
- 3) 4・2・14 p. 536~537 [p. 27]
- 4) 4・2・14 p. 537 [p. 27]
- 5) 4・11・4 p. 632 [p. 197]
- 6) 4・11・4 p. 632 [p. 198]
- 7) 4・11・6 p. 633 [p. 199]
- 8) 4・11・8 p. 634 [p. 202]
- 9) 4・11・9 p. 635 [p. 203]
- 10) 4・11・13 p. 637~638 [p. 207~208]
- 11) 4・12・3 p. 640 [p. 213]
- 12) 4・12・7 p. 643 [p. 217]
- 13) 4・12・9 p. 644 [p. 219~220]
- 14) 4・12・10 p. 645 [p. 222]
- 15) 2・12・14 p. 648 [p. 227]
- 16) 2・12・14 p. 648 [p. 228]
- 17) 4・12・13 p. 648 [p. 226]
- 18) 4・12・15 p. 649 [p. 229]
- 19) 4・14・3 p. 653 [p. 236]
- 20) 4・14・4 p. 653 [p. 238]
- 21) 4・15・4 p. 655~656 [p. 242]
- 22) 4・15・2 p. 655 [p. 240~241]
- 23) 4・15・4 p. 656 [p. 242]
- 24) 4・15・4 p. 656 [p. 242]
- 25) 4・16・5 p. 661 [p. 252]
- 26) 4・16・9 p. 663 [p. 255]
- 27) 4・16・9 p. 663 [p. 256]
- 28) 4・16・12 p. 665 [p. 258~259]
- 29) 4・21・2 p. 720 [p. 357]
- 30) 4・16・12 p. 665 [p. 259]
- 31) 4・16・12 p. 666 [p. 260]